復興庁
Reconstruction Agency

記者発表資料
平成 25 年 11 月 8 日
復　興　庁

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第２回）及び長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

本年度創設した「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」について、本日、第２回の交付可能額を通知します。

また、今回の交付可能額通知に関連して、原発事故に伴う長期避難者の生活拠点を形成する４市町村について、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を、復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針として、策定又は改定したのであわせて公表します。

１．コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第２回）について

別紙１のとおり

２．長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙２のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班　佐藤、石川、真鍋
TEL：03-5545-7369

別紙１

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第２回）について

１．交付可能額について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された６市町村の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

事業費：8,725 百万円　　国費：7,634 百万円
（注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。

２．主な事業

○　災害公営住宅整備事業（福島県及び２町村に対し、事業費：約 8,719 百万円、国費：約 7,629 百万円。これにより、原発事故に伴う長期避難者向けの復興公営住宅としては、563 戸に新たに着手し、既に配分済みの地区を加えると 1,481 戸に着手することとなる。）

○　避難者支援事業等（１町に対し、災害公営住宅の駐車場整備として事業費：約５百万円、国費：約４百万円。）

３．今後の予定について

第３回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第２回）

事業計画名	事業主体	交付可能額（百万円）	
		事業費	国費
会津若松市生活拠点形成事業計画	福島県	772	675
郡山市生活拠点形成事業計画	福島県	1,473	1,289
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	2,314	2,025
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県	3,327	2,911
桑折町生活拠点形成事業計画	桑折町	700	612
川内村生活拠点形成事業計画	川内村	139	121
合計		8,725	7,634

（注）端数処理により、合計と一致しない場合がある。

参考

原発避難者向け復興公営住宅の整備の着手状況

受入市町村	着手済	今回着手	計
福島市	71 戸	－	71 戸
会津若松市	90 戸	－	90 戸
郡山市	287 戸	60 戸	347 戸
いわき市	250 戸	138 戸	388 戸
二本松市	70 戸	－	70 戸
南相馬市	－	350 戸	350 戸
桑折町	25 戸	－	25 戸
三春町	125 戸	－	125 戸
川内村	－	15 戸	15 戸
計	918 戸	563 戸	1,481 戸

（参考）全体整備計画戸数（平成 25 年 6 月 14 日公表）

いわき市	南相馬市	郡山市	福島市	会津若松市	三春町・川俣町ほか	計
1,800 戸	410 戸	390 戸	170 戸	100 戸	830 戸	3,700 戸

別紙２

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

１．概要

長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。コミュニティ復活交付金の第２回交付可能額通知にあたり、取組方針として、新たに策定した受入２市町（南相馬市、桑折町）及び必要な改定を行った受入２市（郡山市、いわき市）について、公表する。

２．今回方針を公表する拠点（※括弧内は避難元自治体名）

（1）新規策定

・ 南相馬市（双葉町、浪江町、飯舘村）
・ 桑折町（浪江町）

（2）改定

・ 郡山市（富岡町、大熊町、双葉町）平成 25 年９月 20 日策定
・ いわき市（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）平成 25 年９月 20 日策定

３．内容

・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状
・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針　など

４．今後の取扱い

・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。
・ 今回公表していない生活拠点の形成に向けた取組方針についても、取りまとめた段階で公表する。

（注）

- 今回、交付可能額通知を行った受入市町村のうち、会津若松市については、復興公営住宅整備予定戸数その他合意事項に変更がなかったため、川内村については、同一村内における避難であり、協議の場を設置して協議する必要がないため、取組方針を策定又は改定していない。
- 桑折町については、桑折町と浪江町が締結した協定に基づき、復興公営住宅を整備しており、福島県、桑折町、浪江町、復興庁による協議において、協定に基づく整備であることを確認し、その内容を、「桑折町における浪江町民向け復興公営住宅の整備について」として、取りまとめた。